The University of Osaka
Institutional Knowledge Archive

| | |
|---|---|
| Title | ジョゼフ・ド・メーストルの戦争論と処刑論 : 「律法五書」における応報刑論的記述との異同性に関する考察 |
| Author(s) | 徳永, 文和 |
| Citation | Gallia. 2009, 48, p. 11-19 |
| Version Type | VoR |
| URL | https://hdl.handle.net/11094/5314 |
| rights | |
| Note | |

*The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA*

https://ir.library.osaka-u.ac.jp/

The University of Osaka

# ジョゼフ・ド・メーストルの戦争論と処刑論
## ―「律法五書」における応報刑論的記述との異同性に関する考察 ―

徳永　文和

### はじめに

本稿は、旧約聖書の「律法五書」における中核思想の一つである同害報復の戒律規定及び戦争に関する記述と比較しつつ、サルディニア王国の外交官・司法官にして反革命のカトリックの神秘思想家でもあったジョゼフ・ド・メーストル（1753－1821）が著した最も重要な思想書『サンクトペテルブルク夜話』の中で繰り返し論議され正当化されている戦争時の殺戮と刑罰としての殺害行為、すなわち死刑に関する記述部分の思想的意義の解明を主目的としている。

### Ⅰ「律法五書」における応報刑論と戦争論

（1）モーゼの十戒と応報刑論

「律法五書（ペンタテウコス）」とは旧約聖書の冒頭の五つの書（所謂「モーゼ五書（トーラー）」）を指す。すなわち、「創世記（ゲネシス）」、「出エジプト記（エグゾドス）」、「レビ記（レビティコス）」、「民数記（ヌメリ）」そして「申命記（デウテロノミウム）」（または「第二法の書」）である。「モーゼ五書」の実作者がモーゼ一人かどうかという問題はさておき、次の二点をまずはっきりさせておきたい。第一に、「創世記」にはそもそもモーゼ自身は登場しないものの、「同害報復刑論」の観点から読む場合、第４章第24節の「カインの仇討ちが七倍なら、レメクは七十七倍」の記述に代表されるように、既に他の四書を貫徹している応報刑論的視点が導入されている事実である。第二に、応報刑論的記述が頻出してくるのは、モーゼがイスラエルの主神ヤーヴェから選ばれた預言者として登場する「出エジプト記」以降の四書においてという点である。

ところで、旧約聖書を繙くまでもなく、「出エジプト記」第20章の「モーゼの十戒」の第四の戒めである「汝、殺すなかれ」の一節を知らない者はいないであろう。人を殺すな、という戒律は仏教五戒にもあるが、それ以上に、人間にとってあまりにも当然にして常識的な禁断行為である。ところが、「殺すな」と戒めているモーゼ自身、若い時、捕囚の身にあった同胞のヘブライ人がエジプト人に殴打されている現場に出くわし、このエジプト人を殺害し、砂の中に遺棄している（「出エジプト記」第２章第11－12節）。しかし、それ以上に重要なことは、モーゼがイスラエルの民に対して、戦争における殺害行為と死刑に関して一切の禁止命令を出しておらず、むしろ反対に、唯一神ヤーヴェからの託宣として、「律法五

書」の至る所で、「同害報復刑論」（応報刑論）に基づく詳細な「死刑」適用の規定と戦争の要件を記述している点である。日頃、旧約聖書を精読する機会のない者にとっては、上記事実は意外であろうし、驚くべきことかもしれない。しかし、「律法五書」を構築している刑罰論が、ハンムラビ法典中の「刑法」の根本原理「タリオの法」、すなわち「目には目を、歯には歯を」の「同罪刑法」をその淵源とし、タリオの法では、人を殺した者は自らの死をもって償うことが定められていたことを念頭に置くならば、「律法五書」と「史書」の説話に、厳格なヘブライ刑法の適用による残虐極まりない処刑の記述が多数存在する事実を前にしても、それほど驚く必要はない[1)]。以下、代表的な例をいくつか引用してみよう[2)]。

まず、「出エジプト記」に明記されている同害報復の戒律を二例引く。

1. 人を撃って死なせた者は、死と定められる。（21 :13）
2. 人をだまして殺した者は、たとえ私[ヤーヴェ]の祭壇の所に来たとしても[つまり赦しを乞いに来たとしても]引き出して殺されなければならない。（21 :14）[尚、「撃つ」は仏訳聖書では «frapper» の活用形。]

以下、法律用語で言う「尊属殺人罪」、「誘拐罪」、「尊属虐待罪」などを犯した者は「死刑」と規定した後[同章第15－22節]、次のように総括する。

> それ以外の害を与えたときは、命には命で、目には目で、歯には歯で、手には手で、足には足で、やけどにはやけどで、傷には傷で、打ち身には打ち身で償わなければならない。（同章第23－25節）

ハンムラビ法典の同害報復刑論（応報刑論）からヘブライ刑法への影響を明瞭に証明する一節である。因みに、非キリスト教圏でのことではあるが、現代のイランにおいては、なお依然として、厳格なイスラムの戒律のもと、例えば、後遺症の消えない傷害を加えた犯罪者に、わざわざ外科手術を施して同種の後遺症的症状を人為的に発生させる刑罰が存在するほどである[3)]。

このように「出エジプト記」には、主神ヤーヴェからモーゼへの託宣の形式のもと、徹底した同害報復による戒律が約30項目に亘り厳格に規定されており、「レビ記」や「民数記」及び「申命記」においても繰り返し説かれている。特に、「レビ記」の第17章から第26章までの「神聖法集」と呼称される規定集には、「燔

---

注／原文からの引用は、聖書以外はすべて筆者による訳である。

1）ハンムラビ法典は全文282条よりなり、民法、商法、刑法、訴訟法、税法、奴隷法などに分類され、古代中東諸国の立法、特にヘブライ法の成立に大きな影響を及ぼした。

2）本稿では、フェデリコ・バルバロ神父訳による『聖書』、講談社、1980年を定本とした。また、仏訳版聖書は、*La Sainte Bible*, les éditions du Cerf, 1956を参照した。

3）死刑制度並びに残虐な刑罰の是非については、拙稿「死刑存廃問題に対する刑法学、文学及び神智学的観点からのアプローチ――ジョゼフ・ド・メーストルの死刑観と生贄による罪障消滅の教理 ―― 」、『大阪産業大学論集』「人文・社会科学編」第4号、2008、pp.65-90を参照。

祭の手順」、「安息日の遵守」、「偶像崇拝の禁止」、「生贄の動物の肉の処理法」、「収穫した麦の処理法」など事細かな禁忌事項や宗教儀礼の手続きが定められている。その中でも第20章は「死刑適用に関する規定」で、現代の犯罪用語で主たる規定を列挙すると以下のようになる。

1. モレク神[異教の偶像崇拝神]に捧げる者は「石殺し」。
2. 尊属を虐待または殺した者は死刑（執行法は不明）。
3. 姦通罪は死刑（執行法は不明）。
4. 近親相姦罪は死刑（執行法は不明）。
5. 同性愛者は死刑（執行法は不明）。
6. 近親重婚罪は「火刑」。
7. 獣姦罪は死刑（執行法は不明）。

当時、最も重い処刑法は「火刑」であり、特に祭司自身及び祭司の娘が上記の戒律に背いた場合には、極刑として「火刑」に処せられることになっていた（例：「レビ記」第21章第9節の「祭司の娘が売春をした場合」など）。その他は、「石殺し」（石を投げつけて殺す処刑法）が一般的だったようであり、上記の「執行法は不明」となっている戒律違反に対しては、概ね「石殺し」による処刑だったと考えてよかろう。但し、「申命記」を読む限り、「吊して殺す」や「斬って殺す」の記述があり、今日で言う「絞首刑」及び「斬首刑」も存在していたと考える必要がある。因みに、上記の執行法不明の箇所の仏訳は、すべて「devoir（単純未来形）+ mourir」となっており、「死なねばならないであろう」、または「死ぬことになろう」と記述されている。したがって、あらゆる処刑法が想定され、戒律違反者には、行為の悪質さの度合いに応じて、言わばケース・バイ・ケースで処刑法を適用していたものと思われる。いずれにせよ、恐ろしいまでの戒律の徹底である。

（2）「律法五書」における戦争に関する記述

同害報復刑によって戒律違反者に容赦なく死刑を適用し、また、今日の刑事事件に相当する犯罪の事案、もしくは民事上の不法行為を処理していたように、主神ヤーヴェは、モーゼに対して、戦争に関しても徹底した託宣をしている。

まず、「出エジプト記」第17章には、シナイ半島北部の民族・アマレクがエジプトから移住してきたイスラエルの民に攻撃を仕掛けてくる記述があるが、モーゼはヨシュア（当時はホゼア）に徹底抗戦するように命じ、自身は神の杖を手にして戦況が見渡せる丘の上に立つ。モーゼが神の杖を手に腕を挙げたままでいたことで、イスラエルが勝利する。しかし、問題は、「汝、殺すなかれ」の戒律を授けたモーゼが、戦争という当然にして流血と殺戮が付き物の集団行動を躊躇なく指揮している点である。事実、同章第13節の「こうして、ヨシュアは、剣をもって、アマレクとその民を打ち破った」の記述から、夥しい血が両軍の間で流され、

多くの戦死者が出たであろうことは容易に推察できる。にもかかわらず、「出エジプト記」の一節には、戦乱の実態や戦死者数に関する記述は一切ない。

同様に、「民数記」では、まず戦争に備え、軍団形成のための兵士に適した男子の数を把握するための人口調査の託宣をモーゼは主神ヤーヴェから受ける。その結果、相当数の男子が登録され、実際、この軍団による異教の民・マディアン族との戦いを主神ヤーヴェは命じる。「民数記」第31章第7－8節では、「そして主がモーゼに命令されたように、[イスラエルの軍団は]マディアン討伐に出て男を皆殺しにした。また、[...] 五人のマディアン王を殺し、ベオルの子バラムも刺し殺した」とあるように、戦争における情け容赦のない殺戮の描写をしているが、これはほんの一例に過ぎない。「申命記」第20章に至っては、次のように、敵と戦う時の心得が仔細に記述されている。第一に、敵を恐がるな。そして、敵を攻めたら、まずは降伏させよ。しかし、降伏せずに歯向ってきたら、すべての男を斬り殺し、女、子供、家畜、町にあるすべての物を分捕ってよい、等々。尚、「律法五書」以後の「史書」においても、戦争と処刑時における残虐極まりない行為に関する記述が頻出し、特に「士師記」は全篇が戦争の記録とさえ言えるが、その詳細に関しては、紙数の関係で割愛する。

以上のように、モーゼの十戒の一つ「汝、殺すなかれ」は、処刑と戦争時における殺害行為に関しては例外であることが理解されたであろう。そして、また同時に、「律法五書」においては、それらが神意の介入による正当な殺害行為として記述されていた点を看過してはならない。すべては主神ヤーヴェとイスラエルの民との間の契約によって成立している律法なのである。

ところで、ユダヤの民は、正典として、旧約聖書しか読まないとされている。すなわち、キリスト以前の契約の書のみを聖書と考える。一方、ローマ・カトリック教徒、プロテスタント教徒、ギリシア正教徒やロシア正教徒などの東方キリスト教徒は旧約聖書中にキリストの前表的記述やメシア待望の預言書がある関係から、旧約と新約を合わせて聖書と考える。そしてさらに、旧約聖書、特に「律法五書」や「史書」を支配していた応報刑論的記述が新約聖書においては姿を消し、イエス・キリストによる「罪の赦しと愛の福音」が新約聖書の中核を形成する点は極めて重大な事実と言える。これらの点を考慮に入れた上で、次章に進みたい。

## Ⅱ ジョゼフ・ド・メーストルの戦争論と処刑論

### （1）ジョゼフ・ド・メーストル（伯爵）の生涯

ジョゼフ・ド・メーストルは、1753年4月1日、サルディニア王国領サヴォワのシャンベリー（現在はフランス領）に、上院議員フランソワ・グザヴィエ・ド・メーストル（伯爵）の長男として生れた。厳格なカトリックの家庭で幼少期から思春期を過ごした後、1774年、トリノ大学の法学部を卒業し、故郷サヴォワに帰還後、この地の上院の司法官（マジストゥラ）の職務に就く。ド・メーストル家は、代々、王

党派で保守主義の家系であり、ジョゼフにもその血脈は濃厚に流れていた一方で、彼はフリーメーソンのロッジに出入りし、そこで天啓論（イリュミニスム）の代表的思想家サン＝マルタン（1743－1803）の神秘主義の教説に傾倒して行く。この頃の思想的な体験が後年にロシアで執筆される『サンクトペテルブルグ夜話』に結実することになる。その後、1786年に結婚し、１男２女の父となる。また、1787年には、父の足跡を継いで遂に上院議員となる。このように、大革命勃発までは敬虔なカトリック信者として平穏かつ勤勉な日々を送り、サルディニア王の信頼も厚かった。しかし、革命勃発によって、ド・メーストル家の生活は一変する。1792年、フランス共和国軍がサヴォワに侵攻、ド・メーストル一家はスイスのローザンヌに亡命する。先述した通り、ジョゼフはサルディニア国王の信頼が厚かったため、亡命地でもサルディニア公使の職に就くことができ、家族を養いつつ、執筆活動にも専念することができた。この時に書かれたのが『フランスに関する考察』（*Considérations sur la France*、1797年出版）であり、そこには史実としてのフランス革命と革命思想そのものを論難する反革命家の一貫した思想が充満している。この書は亡命貴族や反革命派の人々の心をつかみ、ジョゼフ・ド・メーストルの名前は一躍ヨーロッパ中に知れ渡ることになる。1802年、ジョゼフ・ド・メーストルは、サルディニア国王の全権大使としてロシアの当時の首都サンクトペテルブルクに赴任する。しかし、ナポレオンの侵攻によってサルディニア国王はサルディニア島での避難生活を余儀なくされたため、ジョゼフは、結局、1817年に帰国するまで、祖国からの限られた俸給による単身赴任を強いられるのだが、その代わり、ロシアの地にて、宮廷人や宗教家・思想家などとの交流に恵まれ、その過程で書かれたのが、プラトンの対話篇を模した対話形式の思想書『サンクトペテルブルグ夜話』（*Les Soirées de Saint-Pétersbourg*、1809年より執筆開始、刊行1821年）である。帰国後は、1821年にトリノで亡くなるまで、ピエモンテ・サルディニアの司法長官として、サルディニア国王に仕えた。

（２）ジョゼフ・ド・メーストルの思想

さて、ジョゼフ・ド・メーストルは、前節における概説からも明らかなように、まず、政治的には王党派の保守主義者であり、フランス革命には断固反対の反革命思想家である。次に、哲学的には啓蒙思想と理性主義を徹底的に糾弾する厳格なカトリック思想家であり、法王を頂点とするローマ・カトリック教会体制の擁護者である。最後に、本質的な意味での宗教思想家としてのジョゼフ・ド・メーストル像を正確に把握するためには、何よりもまず、この思想家の教養の深さを知った上で、その神秘主義的ヴィジョンがカトリックの根本的な教義を土台にしている点に目を向ける必要がある。

ところで、ジョゼフ・ド・メーストルの教養の深さについてであるが、古代ギリシア哲学に始まり、旧約・新約の両聖書、オリゲネスなどの初期キリスト教教父の思想、アウグスチヌス、トマス・アクィナスなどの古代及び中世の神学、そしてルネサンス期の一連の思想、さらには近代以降のデカルト合理主義哲学や啓

蒙思想に至るまで、ヨーロッパの宗教と思想全体に通暁する驚嘆すべき碩学である。加えて、フリーメーソンの団員であり、キリスト教神秘主義思想を体系的に会得していた点も忘れてはならない。彼は、これらの思想に接し続けるうちに、「なぜ人間は苦しむのか」、「なぜ不慮の災難に遭って死なねばならないのか」などの難問を突き詰めて考えるようになり、その結果、「なぜ悪がこの世に存在するのか」という根源的な問題に行き着く。『サンクトペテルブルク夜話』は、これらの思想的難題を展開するに際し、11の対話篇（«Entretien»）によって構成されている書物である[4)]。

まず、『サンクトペテルブルク夜話』「第7の対話」において、人間も含めた自然界から殺戮という現象を駆逐することはできないとして、次のように断言する。「ある生き物が、他の生き物によって貪り食われていない瞬間など存在しない。これら多くの種類の全ての動物の上に人間は位置しており、その破壊的な手は生きているものに対して一切容赦しない。人間は食糧を得るために殺し、服を着るために殺す。人間は自らを飾り立てるために殺す。人間は自らを守るために攻撃し殺す。人間は学ぶために殺し、気晴らしをするために殺す。人間は殺すために殺す。傲慢で恐るべき王である人間は全てを欲し、何ものも人間に逆らうことができない」と断じる（*T*, II, p.390）。そして引き出された結論は、この世界は神意の介入によって絶えず生贄が捧げられる巨大な祭壇であり、神は常に生贄の流す血を必要としているというものである。この文脈において、ジョゼフ・ド・メーストルは、戦争擁護論を展開する。そのための文体として、「戦争は～という理由から神聖」なる単調にしてほとんど同一の構文を7回繰り返す手法を採っている。戦争を神聖なものと見做す7つの理由・根拠のうち、4例を以下に列挙する。

1. 戦争はそれが世界の法則である以上、それ自体ですでに神聖。
2. 戦争は普遍的にして特別なことだが、その結末は神を通じてのみ知りえる点で神聖。
3. 戦争はそれを取り巻く神秘的な栄光と、我々を釘付けにする説明し難き魅力において神聖。
4. 戦争はそれが勃発するしかるべき様式によって神聖。

---

4）ジョゼフ・ド・メーストルの原典は、以下の版に拠った。
Joseph de Maistre, *Œuvres* I, *Considérations sur la France*. Édition critique par Jean-Louis Darcel, Editions Slatkine, 1980.
Joseph de Maistre, *Œuvres* III, *Les Soirées de Saint-Pétersbourg*. Édition critique sous la direction de Jean-Louis Darcel, 2 tomes, Editions Slatkine, 1993.
尚、『サンクトペテルブルク夜話』からの引用箇所については、略号 :*T*, I, II によって頁数を示した。また、参考箇所を逐一明示しないが、参照した文献のうち、主立った以下の先行研究のみ列挙する。 Émile Dermenghem, *Joseph de Maistre, mystique*, La Colombe, 1946. Georges Blin, *Le Sadisme de Baudelaire*, José Corti, 1948. Robert Triomphe, *Joseph de Maistre*, Droz, 1968. Anne-Marie Amiot, *Baudelaire et l'Illuminisme*, Nizet, 1982. Henri de Maistre, *Joseph de Maistre*, Perrin, 1990.

以後、「第 7 の対話」では、戦争における流血と殺戮が神意の介入による神聖な行為にして、同時に、世界を浄化し維持するために不可欠な現象であるとの議論が延々と続く。その過程において、処刑に関しても、戦争と同じ理屈でもって正当化し得るとする議論が展開され、「人を殺しても罪責されない権利を有するのは処刑人と兵士だけである」(「第 7 の対話」、*T*, II, p.377) とまで断じている。この処刑人擁護論は、既に「第 1 の対話」において、神意の介入にあたって処刑人が神の代理人を務めているとして、次のように展開されている。「[神意の] この上ない偉大さ、権能、[神意に対する] 完全な服従は、処刑人に依存している。処刑人は人間社会の憎悪の対象であるが、人間社会との紐帯でもある。この世からこの不可解な神の代理人を取り除くなら、まさにその瞬間に秩序は混沌へと変容し、玉座は倒れ、社会は消滅する」(「第 1 の対話」、*T*, I, pp.105-106)。このように『サンクトペテルブルク夜話』には、戦争と処刑及び死刑執行人の存在意義について、躊躇なく、しかも恐ろしいまでの断定調で肯定し論説している部分が相当数存在する。

では、王党派にして保守主義者であり、法王を頂点とするカトリック教会制度の擁護者であるジョゼフ・ド・メーストルは、国王ルイ 16 世やマリー・アントワネット王妃をはじめ、多くの旧体制派の貴族を処刑した死刑執行人及びその処刑器具・ギロチン、つまりは死刑と恐怖政治下の粛清の嵐、ひいては革命戦争に対して賛同的なのであろうか。彼は反革命家ではなかったのか。ここにジョゼフ・ド・メーストルの思想体系の矛盾を指摘する皮相的な見方があるのも事実である。しかしながら、ジョゼフ・ド・メーストルの思想書を精読するならば、矛盾ではなく、究極の真理がむしろ表明されていることに気が付くはずである。

まず、原罪の観念と人間の堕罪性こそが真の現実であると信じるジョゼフ・ド・メーストルにとって、大革命勃発前夜のフランスとは、理神論や無神論、とりわけルソーによる性善説的な啓蒙思想によって堕落し、人々がカトリック信仰から離反しつつあった時代だった。そのような状況下にあって勃発した大革命は、ジョゼフ・ド・メーストルにとって、フランスを再生させるために神が介入した摂理的な大事件であり、一種の神罰であったとさえ見做す。したがって、恐怖政治下に処刑された国王や王妃たちに関しては、彼らが特段の悪行を犯していないが故に、さながら十字架に架けられた無実のキリストの如く、堕落した祖国のためにキリスト教的自己犠牲の精神をもって国王たちが刑死したことによりフランスは救われた、とジョゼフ・ド・メーストルは考える。このような自己犠牲の精神による殉難の死によって悪が浄化され悪人が救われる不可視の法則性を、カトリック神学では「功徳の相互転換性」«réversibilité des mérites»と呼称する。『フランスに関する考察』の特に第 3 章には、上記の思想が、後に『サンクトペテルブルク夜話』「第 9 の対話」においてほとんど同じ表現で再録される「生贄による罪障消滅の教理」とともに、以下のように記述されている。

> 無垢なる者たちが罪人たちとともに非業の死を遂げる光景にうんざりするほど我々は絶えず立ち会い、そして悩まされてきたということを私は強く実感せざるを得ない。しかし[...]このことは、大昔からずっと存在し続けている普遍的な教理との関連においてのみ深く考えることができるのだ。すなわち、罪人たちのためになる無垢なる人々の様々な苦しみによる罪障消滅（レベルシビリテ）の教理との関連においてである。／地球上の至る所で行われてきた生贄の儀式を古代人が創出したのも、また、生者のみならず死者にも同様に有益であると判断したのも、この罪障消滅（レベルシビリテ）の教理からであったと私には思われるのだ。（下線部はジョゼフ・ド・メーストルによる強調のイタリック。*T*, II, p.464.）

尚、«réversibilité» は「可逆性」、「相互転換性」を意味する語で、また«mérites» は「善行や徳の実践に対して神が与える報賞」を指し、「功績」、「功徳」と一般に訳される。従って、「功徳の相互転換性」とは、「神から賦与されたある信者の功績が全信者の功徳になる」という教理のことである。また、ジョゼフ・ド・メーストルは、『サンクトペテルブルク夜話』において、«des mérites» を付加せずに «réversibilité»と単独形を何度か用いているが、その意味は、「無実の者の善行や苦しみによって罪人の罪が贖われる」とする罪障消滅の相互転換性のことで、この限りにおいて、イエス・キリストは、アダムの原罪によって汚染されてしまった現世を浄化し、罪障を消滅させるために全人類に捧げられた最大の生贄となる。この文脈において、ド・メーストルは、原罪の観念、及びキリストの流す贖罪のための血の教義の重要性を繰り返し説く（「第 9 の対話」全体の主題）。その上で、ジョゼフ・ド・メーストルは、「一体性«unité»」（以下「ユニテ」と記述）の語を用い、「キリスト教徒が超自然的共同体をつくってひとつに結ばれ交流している聖体」なる構図において「功徳の相互転換性」の教理を位置づけている（『サンクトペテルブルク夜話』「第10の対話」全体の主題）。

次いで重要なことは、「功徳の相互転換性」という霊的交流には終わりがない点である。つまり、ド・メーストルによって説かれた生贄の供犠、もしくは人間が遭遇する不慮の事故や災禍、そして最悪の場合、その折に落命してしまう不条理な宿命的現実に終止符が打たれることはなく、未来永劫、この地上のどこかで必ず生起し続けるということである。ジョゼフ・ド・メーストルが原罪の観念の重要性を力説するのも、各人の内的世界においてキリストの受難が繰り返し「言われなき苦しみ」として生起しているからに他ならない。このような絶えず犠牲が必要とされる神意の介入、すなわち摂理的現象を、ド・メーストルは「神罰」に近い意味で「禍」«mal physique»と定義する（『サンクトペテルブルク夜話』「第１の対話」他、複数箇所）。この「マル・フィジック」にはあらゆる禍、災厄が含まれている。例えば、不慮の事故死、天災による無念の死、罹病、さらには戦死や刑死もそうである。共通していることは、「マル・フィジック」に遭遇して落命する者は、ド・メーストルから見るならば、神に選ばれた神聖なる生贄以外の何物でもないということである[5)]。

最後に、ジョゼフ・ド・メーストルの「功徳の相互転換性」の原理は、それがいかに過激に映ろうとも、彼がキリスト教の神に絶対的な信仰を置いている点、さらに、神罰的な要素も含め神の摂理的介入を認容している点、そして何よりもまず、受難者イエス・キリストがアダムの原罪を贖う無垢なる生贄であるが故に、尚一層、キリストの「罪の赦しと愛の福音」に対する揺るぎない信仰を保持している点との関連において解釈されなくてはならない。確かに、「功徳の相互転換性」は、基本的にはキリスト教信者間での霊的な交流ではあるが、世俗の人間同士でも「苦しみ」を媒介にすることによって、受難者キリストを介した「ユニテ」が形成され、この「ユニテ」において相互転換性が成立するため、不幸にも、どこかの誰かが思わぬ災禍で落命したとしても、キリストの聖体において結ばれている以上、功徳の相互転換性の原理により、その犠牲を通じ、どこかの誰かが救われることになる。

このように、ジョゼフ・ド・メーストルの戦争と処刑を肯定する思想は、単なる応報刑論的な原理に根拠を置いているのではなく、以上のようなキリストの受難と相似をなす犠牲の原理に基づいている点において、モーゼの律法主義とは似て非なるものであると言わざるを得ない。

## おわりに

ジョゼフ・ド・メーストルの神意介入の思想には、確かに「律法五書」の同害報復刑論的戒律に通低する部分がある。特に、戦争論と処刑論は、「律法五書」を貫く厳格な規範と表面的には重なると断言できよう。しかしながら、ジョゼフ・ド・メーストルの思想の根幹には、無垢なる生贄であるイエス・キリストの受難による世界浄化の思想、とりわけ「功徳の相互転換性」と「マル・フィジック」の教理が厳然と存在している点において、旧約聖書の律法主義とは明確な一線を画すると言える。殺害禁止条項の例外規定として戦争と処刑をモーゼが掲げている点は、一見、ジョゼフ・ド・メーストルの思想に共通するように見えるが、後者の思想の本質がキリストの受難に基づく救済の信仰によって形成されている点において、両者の間には微妙かつ決定的な相違があると言えよう。

（滋賀大学教育学部非常勤講師）

5）確かに、神罰としての災難・災厄の記述は旧約聖書にも散見され、特に「史書」中の「士師記」における残忍極まりない殺戮の記述部分に、怒れる主神ヤーヴェの摂理的介入を読み取ることは十分可能である。しかし、当然のことながら、受難者イエス・キリストはまだこの時点では登場していないため、ジョゼフ・ド・メーストルの「功徳の相互転換性」と相関関係を有する「マル・フィジック」の文脈において「士師記」の記述部分を読むことはできないと言えよう。